

温情地主考

—大地主伊藤長次郎の人間学的分析—

庄司俊作

はじめに

- 一 溫情的小作支配論の主張と批判点
- 二 主要な地主論の検討
- 三 伊藤家の変遷と温情地主長次郎の生涯
- 四 伊藤長次郎の規律と責任

むすびにかえて

はじめに

地主制の特殊日本的性格をどのように捉えるか、という問題は、世界史的に迅速さと徹底性の一側面で特徴づけられる日本の農地改革の歴史的前進を理解する上で重要な意味をもつ。本稿はこのような問題意識から、「温情地主」に焦点を合わせて日本地主制の特質について論究することを目的にしている。

また、本稿は、斎藤仁・牛山敬二氏によつて主張されている自治村落論を直接検討の対象とするものではないが、地主論を通してその問題点を明らかにしたい。本稿ではこの点も視野に収めていることをあらかじめ断わつておきたい。

最初に具体的な点で二点指摘しておく。本稿でいう温情地主とは、一定の歴史的規定性と固有の性格をもつ地主的⁽¹⁾土地所有のことである。単に小作人に対しても温情的という通俗的意味での地主のことを言つてゐるのではない。拙著で日本資本主義確立期の地主的土地所有について「地主の温情的小作支配」論を提起した。⁽²⁾温情地主とは差し当りこうした温情的小作支配を行つてゐる地主と言うことができる。

また、日本地主制の性格は経済的、政治的、社会的、歴史的に多様な諸側面から把握されるべきである。そしてその上で、日本地主制の特殊日本の性格が議論される必要がある。しかし、本稿では課題を限定し、歴史的に規定されたところの、政治的、社会的性格をもつばら問題とする。

こうした着想をもつたのは、温情的小作支配論と関わつてゐる。拙論は日本地主制の性格を考察する上でなお論述すべき点がある。本稿はこの拙論の続編で、相互補完の関係にある。

温情的小作支配論については後述するが、とくに日本地主制の歴史的性質規定に関わつて研究史に一定の寄与をなしたと考へてゐる。しかしその後の研究で批判が寄せられている。筆者の協調体制論との論理的関連を問う批判もあるが、実証の問題としてその契機や成立時期を問う批判が注目される。⁽³⁾そこで本稿では主に二つの作業を行う。

第一は、主要な地主論の検討である。本稿の目的に引き寄せて從来の地主論の積極面と問題点を検討し、温情的小作支配論との関連に言及しつつ本稿の研究史上の意義を理論的に明確にする。

第二は、具体的な実証分析である。事例として具体的に検討するのは、温情的小作支配論を展開した際主に取り上げた兵庫県の三百町歩地主伊藤長次郎である。本稿では、地主の行動・意識あるいは人間性といった面に着目し、

新たな視点から温情的小作支配の問題を考察したいと思う。従来の地主制史はほとんどが「経営」と「経済」の研究であつたが、本稿は副題を「人間学的分析」としたように「人」に焦点を合わせた研究である点に特徴がある。⁽⁴⁾つまり、本稿はいわば行為論的アプローチによる分析である。すなわち、意識化された規律・道義・責任など観念の強制力は、人間の行為に一定のパターンを生む。この方法を援用し、温情的小作支配を行う地主層の行為や意識が、地主層のいかなる観念の強制力と対応しているのか。そしてそれは、当時の国家や社会の枠組みないし規範⁽⁵⁾とどのような関連をもつのかを検討する。上述のような批判に応えるためにも、この分析を通じ温情地主の歴史的規定性を国家権力との関わりで明確にしなければならない。本稿では「国家と地主」という観点をとくに重視することを断つておきたい。

一 情温的小作支配論の主張と批判点

まず、筆者の温情的小作支配論に即して、本稿を執筆することになった動機を説明する。

温情的小作支配論について詳しくは拙著を参照してもらいたいが、それを一言で述べれば、小作人に対する種々の保護奨励事業を媒介にし、地主小作間の身分的・人格的な支配従属関係を本質的特徴とするところの小作人支配である。日本の地主制に関しては、庇護と奉仕を媒介とする地主小作間の支配隸属関係、生産過程への地主の直接的介入、小作期間・小作料など小作契約における非定量的関係などの諸側面が従来指摘されてきた。⁽⁶⁾私の主張は、このような関係に注目しながら、その歴史的な規定性および、それが生み出され持続する機構とメカニズムなどの社会システムを明らかにし、これを地主制の展開史の中に歴史的に位置づけようとしたものであった。地主小作関係のこれらの諸側面は従来「前近代的」「半封建的」性格の根柢とされてきたが、これが日本資本主義の確立に伴い形成されたものであること、その意味で地主小作関係の近代的形態として理解すべきことを主張した。

温情的小作支配論の研究史的意義は、次の点にあると考える。第一に、筆者の協調体制論との関わりで日本資本主義確立期の地主的土地位所有を歴史的に位置づけたこと、第二に、地主層の社会的権力を理論化したこと、さらに第三に、地方名望家秩序など明治国家の農村支配あるいは明治農政など当該期農業政策の社会基盤を解明し、これらを合わせて第四に、地主的土地位所有に促して農村社会の「近代」を明らかにしたことである。総じて、納得できる説明がなされていないと思われた日本地主制の歴史的性格を筆者なりに規定することができたと考えている。

しかし、その後の研究で批判を受けることになった。その中で牛山敬二氏の批判はとくに重要である。本稿と直接関連する点だけを挙げるが、氏の批判は結局、筆者にあっては温情的小作支配の社会的・経済的条件が正しく捉えられていないのではないかという点に帰着する。

氏は指摘する。地主の「『温情』や『徳義』が示されることはあつても、貫くのは小作料収益極大の指向であり、「在村地主がしばしば温情的にならざるをえないのは『むら』の成員としてであつて、地主的土地位所有の本質から生ずるものではない」。また、地主小作関係を近代的形態あるいは現代的形態と把握する筆者の見解に関して、「それは資本主義の発展段階の反映にすぎないのであつて、しかもそれは都市と農村をつなぐ労働市場との連携をつうじ、『むら』全体の階層関係の変化を通じて進行するものである」⁽⁷⁾。

牛山氏の指摘は首肯できる部分と、逆に疑問に思う点がある。拙著では温情的小作支配の社会システムの解説を主たる目的としたので、とくに労働市場との関わりや、農民諸階層についてその経済的条件を検討することはできていない。この点で議論に弱点があることは確かである。ただし、経済的条件に触れていないわけではなく、小作農民の経営・生活の発展の低さが地主に対する金融的従属を必然化し、温情的支配を許す重要な条件になることを

力説していた。⁽⁸⁾ 牛山氏の指摘で疑問に思う点は、温情的小作支配を「むら」、氏のいう自治村落だけに結び付け理解していることである。氏にあつては、ほとんど温情地主―在村地主である。こうした見方は後で述べるように牛山氏に限らないが、狭いように思われる。

温情地主は歴史的規定性をもつ存在であるから時期は限定されるが、在村地主の枠を超えた大地主でもそうでありえた。否、伊藤長次郎家の場合が典型的であるが、大地主が率先して温情的支配を行なつていった例が多いというが主張したいポイントの一つであった。

問題はそれがなぜかということである

それについて牛山氏が「地主的土地位所有の本質から生ずるものでない」とこと、あるいは地主が「むら」の成員であるという在村性を指摘しているのは間違いでないが、日本資本主義確立期地主制の歴史的性格に關わる重要な問題が見落とされているように思われる。拙著では温情的小作支配の内実そのものの解明を目的としたので、こうした観点からの考察はほとんど行えなかつた。本稿は、この点の考察を目的にしている。

二 主要な地主論の検討

次に、従来の主要な地主論を筆者の関心に引き寄せてサーベイし、温情地主論を語ることが研究史上いかなる意義があるかを検討してみよう。

日本地主論は大きく二つの系譜がある。一つは、日本地主制の大地主性を強調する見解で、「五十町歩以上の大
地主」を「日本地主制の根幹」あるいは「千町歩地主」を「日本地主制の象徴」と見る立場である。⁽⁹⁾ もう一つは、
東畠精一に代表される見解で、日本の地主を「一種の混合物」とみ、土地所有規模および耕作か不耕作かを基準に
「地主的地主」と「零細不耕作地主」の二範疇を析出し類型化する立場である。この立場にあつては地主を別に

「不在地主」という視点からも把握している。⁽¹⁰⁾前者は地主が戦前日本の資本主義あるいは国家の経済・権力機構の「重要な構成要素」であるという前提に立つが、農地制度や農村社会の動向を捉える上ではあるかにリアリティがあることから筆者は基本的に後者を支持する。

本稿のテーマとの関わりで注目されるのは、東畠の不在地主の概念である。その要点は次の通りである。

不在地主はどうかは「耕地の所有者と耕地の利用乃至經營主体との隔たり、距離」に帰着するものとされている。不在地主は地主的 地主にほとんど結び付け理解され、地主的 地主がもつ「一種の社会的雰囲気」こそが不在地主の「実質」を形づくる。その諸側面としては①地主小作間の社会的・経済的地位の格差が大きいことや「人格的接触が甚だ少いこと」、および、②「農村における種々なる指導性」あるいは「農産物収穫の危険分担機能」という社会的・経済的機能の喪失、が挙げられている。⁽¹¹⁾

「不在地主」や「在村地主」は厳密な概念として部落・大字単位で把握することが現在通説であるが、東畠のように感覚的かつ漠然とした規定であることが逆に、筆者にとっては重要な指摘になつてている。とくに、温情的小作支配の問題を考える際、地主的 地主がもつ「社会的雰囲気」に注目し地主の行動を捉える視点は、示唆に富む。

東畠は、一九二四年の地主調査を補正して五十町歩以上地主の「不在率」に触れている。それによると、①他の道府県に住み別の道府県に五十町歩以上の土地を所有する者は、全体三一六三名の七%である（北海道を除くと四%）。また②「地主ノ居住セル都市以外ノ地ニ大部分ノ耕地ヲ所有スル者」は、全体の二六%である。それも、著しい地域的偏りがみられ、北海道二〇〇名、東京府一一七名、新潟県四五名の三つに集中する。⁽¹²⁾

東畠はこれらの点にとくに評価を加えていないが、地主層の頂点部分である五十町歩以上地主においても、所有

地との結びつきは強かつたと言えよう。この時期は日本資本主義も発展し都市化も進んでいた。そうしたなかで所有地の所在地から離れ、不在地主化して都市に住むような五十町歩地主（「多少ニ拘ラズ他ノ道府県ニ亘リ耕地ヲ所有スル者」）は、たつたの一割であつた。イギリス地主等の例を引き合いに出すまでもなく、大地主のこうした「在村性」の強さは、地主層の日本的な特徴として刮目に値する。⁽¹³⁾

この点はどのように把握されるべきか。先に触れた地主的地主がもつ「社会的雰囲気」つまり小作人と人格的接触を図つたり、農村で指導性を發揮するのはなぜか、という点にも関連して問題となる点である。いざれも地主層の形成の歴史的条件に負う面が大きいと思われるが、地主の具体的な行動や意識からも検討されなければならない。

東畠地主論は、暉峻衆三氏や斎藤仁氏らに継承されている。両氏は日本の地主的土地位所有の全般的な零細性や土地所有規模の重層性をリアルに見、不在地主と在村地主の区別を重視する点で共通している。これは戦間期農地政策や農村社会の動向、さらには農地改革を理解する上でこれらの点が重要になつてくるからである。暉峻氏は、東畠が不耕作地主の膨大な存在が日本地主の特徴であると指摘したのに対し、その事実を認めつつ同時にそれに匹敵するスケールで耕作地主が存在することを統計的に検証し、それと関わらせて地主制や農地政策の展開を分析した。一方斎藤氏は、その自治村落論を基礎に村落規範の規定性を強調する点に独自性がある。両氏は議論のウェイトの置き方が違うというより、立場が異なる。それは、斎藤氏にあつては、暉峻氏と異なり、農業問題や地主的土地所有の日本的な特質を積極的に説くことが研究の眼目とされているからである。この点が本稿にとっては重要である。

斎藤氏の、村落規範の地主に対する規定性という考え方とは、地主の「社会的雰囲気」という東畠の考え方を別様に表現したものと言えなくもない（両者の親縁性）。従つて次に斎藤氏の地主論を検討してみよう。

斎藤氏の地主論はその自治村落論の問題点に帰着する。自治村落論自体はここでの議論の本筋からはずれるので詳しく述べないが、拙著でも述べた通りこの論が農業・農村社会が自然と歴史の制約を受けていることを正当

にみようとしている点は積極的に評価されるものの、資本主義あるいは国家権力との関わりで分析する歴史的な視点が極めて弱いこと、また階級・階層論抜きの村落一元論の嫌いがあることが疑問点である。⁽¹⁶⁾ いわば農業問題の発展段階論把握と特殊日本の類型論把握の統一が十分に出来ていないのでないか、ということである。こうした自治村落論の問題点が斎藤氏の地主論に現れていると思われる。

本稿のテーマに即して具体的に述べよう。問題は、初期農村協同組合の形成についての斎藤氏の理解である。氏は、農協という組織が国によって形成され易いあるいはされ難いという差異があることに注目し、その違いが自治村落の有無によって規定されていると説く。その主張は概略次の通りである。⁽¹⁷⁾

明治三十年代半ばから飛躍的に増加する初期農村協同組合は、部落単位に組織された信用組合であった。その組織化の条件は「資産を相互に預け合う」という「相互扶助の関係を強制する関係」が「自治村落」という歴史的性格をもつた村落の場合はきわめて自然に成立し」えたことにある。村落が協同組合の組織基盤となるといふことは組合の成立し易い村落と成立し難い村落があつたということを意味するが、「不在大地主の小作農村落」が前者であり、「在村地主村落」は後者とみることができる。

これらの論点は具体的に実証する必要があるが、実態認識という点では氏の理解は概ね当を得ている。例えば、兵庫県黒田庄村の初期信用組合（明治三十年代に部落単位に組織化）の実態を詳細に分析した庄司春子氏の研究は、以下の点を除けば、斎藤氏の見方の正しさを裏付けている。⁽¹⁸⁾

しかし問題は以下の点にあり、これらを地主論に引きつけるように把握するかである。一口に地主層の行動と言つても、多様であり、例えば日本では朝鮮等と比べ、地主との関係において小作人が比較にならないほど安定固

定しているなどの問題は、地主と村落の関係やその歴史的条件に規定されていたと思われる。では、初期信用組合をめぐる地主層の具体的行動はどうであろうか。結論を少し先取りして言えば、斎藤氏の、村落規範の地主に対する規定性という考え方からだけでは、そのことを正しく捉えることはできないのである。⁽¹⁹⁾

その一。斎藤氏は、初期信用組合の成否は「全層組合あるいはそれに近いかたちをもつて出発した」かどうかにかかるとしていると理解している。では、黒田庄村においてはどうであったのか（表1）。第一に、同村では一九〇一年から五年にかけて全域で組合が組織されるが、一九〇五年時点を見ると、組織率は全村平均で六八%にとどまる。第二に、各組合の組織率と事業の良否を見ても、両者の間に必ずしも明瞭な関連は見受けられない。なお、同村ではそれから十五年ほど後に各組合が統合され全村組合となっているが、これは加入時出資金額の大幅な引き下げ等組織の全村化に向けての取り組みの結果達成されたものであつた。

その二。斎藤氏は、部落執行部層となつた地主層が部落の負債担保として自己の土地を提供したり、信用組合の運営資金を外部から借り入れる際組合役員が個人名義で債務者となるということに注目する。少し考えれば、これは大変な「経済行為」である。問題は地主層があえてそのような行動をとつた動機である。村落規範の地主に対する規定性という点だけからそれを説明することは可能であろうか。

その三。明治三十年代の産業組合の「発展のめざましさ」自体にも注目する必要がある。この段階はまだ、協同組合の発展のための十分条件である政府の積極的保護政策が始まつていなければかりか、販売や購買の部門で取引相手となる独占企業も成長していなかつた。斎藤氏はこの面も捉え「初期段階」と規定するのであるが、こうした外部条件にもかかわらず、そして発展の端緒段階であるというのに、組合数は一九〇〇年一二から一〇年七三〇六、一二年九六八三⁽²⁰⁾、組合員数は一〇年四四万人、一二年九九万人、と僅か十年ほどの間に産業組合はそれこそ非常な勢いで増加した。

表1 初期信用組合の性格（兵庫県黒田庄村）

(単位：人， %)

	設立年次	組合員数	
		1905	1912
「活発型」	岡 A	37(50)	132(178)
	福地 A	64(104)	83(136)
	大伏 B	39(85)	51(121)
	石原 B	81(70)	171(149)
	大門 B	32(78)	44(107)
「不活発型」	小苗 C	—	52(163)
	喜多 B	72(64)	74(65)
	船町 B	70(77)	70(77)
	津万井 B	30(71)	51(121)
	田高 B	56(83)	102(105)
	門柳 B	24(59)	64(156)
	黒田 B	53(40)	144(109)
	蓬萊 C	—	129(79)

出典) 前掲庄司春子「明治末～大正期における部落信用組合の展開」、表6-(a)(b)より作成

注) 1. 設立年次のAは1901年、Bは1905年、Cは1907年。

2. () 内は組織率(組合員数/1912年戸数×100)。

3. 「活発型」は1912年時点でみて1戸当たり貯金額・貸付金額が共に多い組合、「不活発型」はそれらが共に少ない組合。いずれも庄司春子氏の分類による。なお、小苗は貸付額は少ないが貯金額が多い。

以上の点をみたとき、単に「村落の自発性」⁽²¹⁾ ということだけでは、初期信用組合の展開を十分に説明できない。さらに言えば、農民的農協を生み出す「媒体」と捉えられる在村地主層の行動原理に關して、「初期段階の農協における地主層の積極性は……基本的にはむしろ彼らの部落執行部層としての社会的な側面に發するもの」⁽²²⁾、あるいは「部落の構成員として部落の社会的規制の中に包みこまれている」⁽²³⁾ と述べるだけでは、その限りで間違つていないものの、説明が一般的、抽象的に過ぎよう。

国家の支配との関わりで、地主層の行動や意識を捉える必要がある。

そこで注目されるのが、黒田庄村の部落信用組合の全村組合への統一の経緯である。それは一九二〇年に実現する。多可郡当局が郡内の産業組合の多くが部落信用組合であるためその規模・事業両面で産業組合として限界があることを認め、全村組合に統合する方針で指導した。ところが本村では組合は順調に進まなかつた。それというのも、部落信用組合の指導層である地主層が以下ののような態度をとつたからである。

「もつと主要なる障礙は、部落組合の役員たちが、先ず組合統一に不同意であることであつた。彼等は名誉に対する執着心が非常に強いのである。組合の統一は当然彼等の地位を失わしめることになるので、彼等は、それを忍びがたいのであつた。したがつて其の反対は多くの場合に於て頗る頑強に支持され、それを説得するためには非常な熱心と、根気とを要したのである」⁽²⁴⁾

ここで、地主層が反対した理由として、「名誉に対する執着心」があつたという指摘にとくに注目したい。

以上、斎藤説に関してはやや事実に踏み込みすぎたが、東畠や斎藤氏の所論には、本稿が意図する、地主制の日本的性格のあるいは地主層の分析における行為論的アプローチにとつて重要な手がかりがある。しかしそれは

まだ感覚的、一般的な理解にとどまる。とくに、最近の有力な見解として注目される斎藤氏の議論は、いわば自治村落一元論で、日本資本主義確立期の歴史的な規定性を見ていないという問題点がある。こうした研究史理解に立つて、当該時期の地主論を温情地主論という見地から展開することが本稿の課題である。

そこで分析の視点として第一に、地主層の「名譽に対する執着心」という意識のあり方に注目することにしたい。第二に、それは当時の国家や社会に規定された歴史的規定性をもつものと考えられ、地主層にどのようにして受けとめられたのかという、そのレベルでその実態を明らかにしてみたい。斎藤氏が指摘する地主層の「部落執行部層としての社会的な側面」という論点にしても、「名譽に対する執着心」という観点からその歴史的な規定性を具体的に解明すべきだ、というのが筆者の立場である。

本稿では、斎藤氏が問題にした地主層と初期信用組合という観点から地主論を展開することはできない。しかし、地主層の「名譽に対する執着心」が日本資本主義確立期に形成された社会規範という歴史的規定性を持つていたと理解できるならば、それは斎藤氏が主として問題にした在村地主だけでなく、居住地のいかんで捉えた、つまり厳密な意味で不在地主である大地主層についても当てはまるものであろう。

後の時代と異なり、日本資本主義確立期は、地主層の全体像を解明するために焦点は大地主層の分析に置かれるべきである。

三 伊藤家の変遷と温情地主長次郎の生涯

伊藤長次郎家は、一九二四年調査では農地所有規模が、田二九二町歩、畠三一町歩、計三三四町歩である。関係小作人數は一五五〇名をかぞえ、所有地の所在地も極めて広範囲で、印南郡一〇町村、加古郡一三町村をはじめ一都市に及んだ⁽²⁵⁾（面積は後述）。兵庫県加古川流域は大地主の集中地域であり、同家はその中でも群を抜く県内一

の大地主であった。既述の東畠の規定に従えば、伊藤家は「不在地主」性が極めて強い地主であったということになる。分析対象の長次郎は同家の五代目である。

長次郎は一八七三年兵庫県印南郡今市村（現高砂市）に生まれている。県立旧制姫路中学を卒業後京都の頸道学校に学びその後東京に出て国民英学校および日本法律学校で英語、法律等を学ぶ。先代の病氣を機に東京遊学を止め帰郷、九五年家督を継ぐ。その後當々と自家の經營に当たり、農地改革を経て一九五九年に没した。²⁶⁾

長次郎の生涯全般を見渡していくことは、それぞれの時期において明確な特徴が見られることである（資料1参照）。それは、自家の經營においても、經濟・社会活動においても然りであった。彼の生涯は、日本の大地主層が戦前日本社会でたどった姿をある意味で典型的に示していた。彼は農地改革後インタビューに答え、「守勢の立場」に立つて自家の經營に当たってきたと述べている。²⁷⁾拙著でもこの点に注目し伊藤家の温情的小作支配論を展開したが、この章では彼の生涯からその意味するところを浮き彫りにしてみよう。

彼の家業經營に当たる独自な姿勢は家督相続をした時点から明確に現れている。その時期は偶々地主層が共通して直面した時代の転換点にも当たっていたが、伊藤家家長としての長次郎と先代のありようには、明瞭に、勃興期と日本資本主義確立以降の地主的土地位所有のあり方の対照性が浮き出している。

勃興期の伊藤家については、「大を成すや甚だ迅速を極め僅々二代にして関西に卓越す」²⁸⁾と指摘されている。寛政年間（一七九〇年頃）今市村の旧家の次男が村内に分家をし、農業の傍ら米穀肥料の売買を営む（伊藤家初代）。伊藤家が富を蓄積し大々的に土地集積を図るのは、先代長次郎の時代であった。先代は一八三七年に生まれ、兄の三代目から家督を相続、明治維新を挟んで九五年に没する。先代時代には商業も盛大に當るようになり、干しかを

資料1 5代目伊藤長次郎の略年譜

5代目長次郎	伊藤家	備考
1873 誕生	1837 4代目長次郎誕生	世民社（商社）設立
旧制姫路中学卒業後、京都・東京に遊学	'78 4代目、県會議員 (土地集積進む)	'78 第38国立銀行開業 (4代目、副頭取→頭取)
'92 東京遊学から帰郷 家業に関与、商業大拡張 路線に反対	'89 4代目、伊保村村長 山陽鐵道沿線に支店大増 設	'86 山陽鐵道設立 '88 神米生糸設立 '89 山陽鐵道開通
'95 家督相続 興仁会会長	'93 土地所有面積（田337町 歩、畠50町歩） '95 4代目、死亡 (神戸市街地買入れ)	'99 耕地整理法、農会法 1900 産業組合法
1903 兵庫県農会長（～'14）	1902 果樹園開設（～'25）	'01 兵庫県農会設立許可 '03 農商務省、農会に対し農 事改良に関する14カ条論 達（サーべル農政）
'04 貴族院議員（～'11）	'04 小作米品評会開始	'08 兵庫県米穀県営調査実施
'07 産業組合中央会兵庫県支 会長	'05 伊藤家農会設立（～'25） 伊藤家小作人信用組合設 立（～'35）	'10 産業組合中央会、帝国農 会設立
'08 三治協会設立（会長） 兵庫県農協会設立（会長）	'08 小作米品評会、小作米改 良会に変わる	
'09 産業組合中央会理事		
'10 日英博覧会などに出席		
'11 『欧米管見録』出版		
'16 兵庫県信用組合連合会会 長	'21 土地売却本格化（←戦後 恐慌） '25～土地所有面積50町歩前後 へと大幅に減少	
'38 一切の会社重役から退く		'38 第38銀行等合併 (→神戸銀行)

注) 注⁽²⁶⁾の文献、奥井平四郎編『伊藤家農会之乘』(1908年) 等により作成。

松前と直接取引するほか、当時播磨を重要な産地とした木綿、穀類等を商つた。維新後は姫路に世民社と称する商社を設立し播磨物産の売買を営む。また、先代は金貸しも盛んに営んだ。さらに、第三八国立銀行の設立に参加するとともに（副頭取→頭取就任）、明治二十年前後には山陽鉄道、神栄生糸の設立に参加し産業資本とのつながりをもつた。

このように先代長次郎は、商人、銀行家、地主という三つの顔があつた。そして、短期間で急速に莫大な富を蓄積したことが伊藤家の特徴であつた。重要な木綿産地で、高い農業生産力を誇った播磨地方の地域経済力がその背景にあつた。伊藤家の土地集積過程を資料で明らかにすることはできないが、長次郎は「先代が土地を買入れた時期は明治十年代の初め頃から十七、八年頃までであった」と証言している。⁽⁴⁾ 一八九三年九月現在の土地台帳では田は三三七町歩、畠五〇町歩、その他山林等を合わせ総土地所有面積は五六七町歩であつた。そのうち居住村内の所有地は田畠宅地三・六町歩にとどまり、印南郡内に広げてカウントしても田畠一二二町歩だけであつた。⁽⁵⁾ つまりこの時点で約二七〇町歩の所有田畠が居住郡外に分散していたことになる。上述のような伊藤家の成り立ちが、所有地が各所に分散するという土地所有の特徴をもたらしたと言えよう。

そして、この土地所有のあり方が、その深部において、彼の代に始まつた温情的小作支配と関わつてゐると考えられる。

彼の「守勢の立場」とは差し当り次の二点から理解できる。第一に、事業を整理し商人資本から地主への転化を図つた。伊藤家では一八八〇年代において内事部、耕地部、売買部の三部制をとつていた。その中で米を中心取扱商品とする売買部は依然經營の一方の柱として位置づけられており、店員も八六年に二九名をかぞえた。そして、八九年の山陽鉄道開通に伴い、同家は貨物輸送の陸運化を見越して沿線十数箇所に支店網を設置し、運輸業、為替、資金、穀物売買など事業の大幅な拡張を図つた。一八九〇年前後には同家の土地集積はほぼ完了している。しかし、

商業活動は衰えるどころか、新たな飛躍を日論んだのである。彼はこれに「不安を感じ」て、先代の經營方法に反対し家督相続後これら事業の整理を急いで進めた。地主以外では、第三八銀行、兵庫県農工銀行等の頭取、神栄生糸等の重役（ほとんどは監査役）が經濟活動の主な舞台であつたが、これらはほとんど先代から引き継いでいる。

第二に、彼は商人資本から地主への転化・純化を図つたが、農地の集積は行つていない。ただし先代が八八年頃神戸市の市街地を約六万坪購入したのを引き継ぎ、市街地への投資を十年ほど続けている（ピーク時約十万坪）。

このようにみると、彼は事業に消極的で、退穀的氣質の持ち主とみられるかも知れない。しかしこれは眞実でなかつた。そこで長次郎に対する次の人物評に注目したい。

「然るに世間に於ては其富財産は總て先代長次郎翁に依つて成れるものとして、單に氏を指さして守成的の人物の如く言ふ人も少なからざるやうであるが、這是未だ氏の事物を知らぬものの言である」⁽²¹⁾

「もし彼をして乱世に生れしめなば、決して彼は無為に風雲を觀望するものではあるまい。即ち彼には霸氣がある、奮闘心がある、又頗る向上心にも富み、而して自動的の活動家である」⁽²²⁾

これは一九一二年出版の、長次郎を紹介した書物の一節である。彼が當時世間から「守成の人」という評判をされていたということが知れ興味深いが、事業に対する姿勢から受けける人物像とは対照的に、積極的・活動的な人間として語られている。これは、彼の次のような活動を捉えた評価であつたと思われる。

第一に、温情的小作支配を行なう「模範地主」としての側面である。一九〇五年伊藤家農会を設立し、そのもとで行つた小作米品評会、小作人信用組合、果樹園經營の各事業がその支配を支える柱であつた。伊藤家農会の事業は全国的に注目を集め、彼自身著作や講演活動を通して紹介に当たる一方、多くの人が果樹園へ視察に訪れた。

第二に、多彩な社会的・政治的な活動である。県農会長、産業組合中央会県支会長など三十代、四十代前半という年齢にもかかわらず、明治末から大正中期にかけ、彼は県農業界の文字通り重鎮であった。県農会長在任中には県営米穀検査事業が実施の運びになり、産業組合関係では一九〇九年中央会理事に就任し中央での活動の場も得ている。社会的な活動では、三治協会、興仁会、兵庫県尊王協会の会長として活躍した。⁽³³⁾ 三治協会は印南郡を活動範囲に、自らを自治の補助機関として任じ教育、衛生、勧業の改良発達のために活動した。とくに郡内小学校を対象にした巡回文庫の事業が注目される。興仁会は印南・加古両郡を範囲に、宗教の信念に基づく精神修養、社会道徳振興のため活動した。この会長は先代から引き継いだ。尊王協会は当時国家権力の推進を受け各県で次々組織化されていた地主会である。彼は資金面をはじめこれら団体のまさに指導的人物として活動をリードした。政治的な活動では、一期だけであるが貴族院議員に選出された。選出に当たっては服部兵庫県知事の推薦を受け、また議員活動では官僚派の茶話会に属し平田東助と密接な関係をもつていた。⁽³⁴⁾

以上、先代はやり手の実業家にして地主であった。事業を積極的に拡大するとともに、土地集積を図り地主伊藤家の土台を作った。社会的・政治的な活動は県会議員、村長を勤めているが長次郎に比べると極めて地味である。これに対して彼は先代の商人としての実業から手を引き地主に転化・純化した。小作地經營の経済的メリットもとくに意識しなくなつたのか、もはや農地の集積は行つていない。先代の実業に取つて代わつたのが、社会的・政治的な活動であつた。それは華々しく、國家権力の期待する地方名望家にふさわしいものであつたが、その活動が人脈的にも政策的にも国家権力と緊密に結びついていたことが重要である。彼が家督相続をした時は日本資本主義が確立する直前であり、このような伊藤家の変化は、日本資本主義の確立を背景にしていたと理解される。そして、彼が変えた伊藤家の地主的土地位所有のあり方、あるいは彼の地方名望家としての社会的・政治的活動と対応したのが、温情的小作支配の確立であつた。

このように明治三十年代から大正中期にかけては、自己を地方名望家として確立した彼の華々しい「活躍の時代」であった。しかし、それは長くは続かなかつた。第一次大戦後の戦後恐慌による大きな経済的ダメージ、その負債整理のための土地売却、その結果一九二五年以降の土地所有規模は約五十町歩にまで減少した。そして一九三六年、第三八銀行の合併を機に彼は一切の会社重役から退き「単なる金利生活者となつた」。⁽⁵⁵⁾ これより先、一九二五年に伊藤家農会は廃止され、全国的に名を馳せた果樹園經營も中止されている。第一次大戦前後には形骸化したとみられる伊藤家の温情的小作支配は、ここに終つたのである。社会的・経済的な活動については詳しく分からぬが、特筆すべきものはないようである。それでも彼が家督を継いでから三十年ほどの間に起こつたこの変転の激しさと、それを規定した日本資本主義社会のダイナミックスには驚かざるをえない。

四 伊藤長次郎の規律と責任

伊藤長次郎の華々しい「活躍の時代」に彼の行動と意識を支配したものは、近代文明への渴望とそれと裏腹の、国家社会の強烈な観念や公共心であつた。前者に関わつては、当時の欧米先進国の経済・政治・社会の仕組みに対して強い関心を持ち、講演や著作を通じ経済人として一定の識見を示していた。後者はその社会的・政治的活動のバックボーンとなるとともに、温情的小作支配を行う動機になつていてそれを強調しておきたい。それらは当時の国家建設の方向性に沿うものであり、國家が社会の指導層に求めた規律と責任を強烈に意識したものであつた。

このようにみると、彼のような大地主層も当時から、かかる国家支配の枠組みのなかで許された存在でしかなかつたということになるが、その点はさておき、この章で吟味してみたいのはこうした彼の観念についてである。

彼が強い向上心の持ち主であつたことは先述した。その人物伝をみると、それは幼い頃からだつたようで、少年時代スマイルズの『自説論』を読破し、成功は貧者の「占有物ではなく、「裕福なる子弟」がより以上の成功を収め

るのは当然であること、しかし往々にしてそうならないのは結局向上心の欠如にあるとの信念をもつたといわれる。⁽³⁶⁾
彼の趣味は、読書であった。そのことは、「常に内外新刊の書籍を手に離さず、その読破したるもの二三の倉庫に充ちて居ると云ふ有様で、氏が学歴以外遙かに数等以上の学者たる所以である」⁽³⁷⁾と指摘される程であった。三治協会の巡回文庫については既述したが、これは彼の次のような考え方にもとづいていた。西洋人は趣味で読書をするが、日本人は一般にそうではない。それは図書館など読書機関の不足によるもので、社会教育上日本の一大欠陥である。農事改良も衛生も「頭の改良」、「心の衛生法」、「各個人の公徳」によるものであり、その点で教育が基本に置かれるべきである。⁽³⁸⁾と。

彼にとって、「学問は生涯之れをなすべし、修養は畢生の事業」⁽³⁹⁾という観念は、自己の成功あるいは社会の発展を志向した時絶対的なものであつた。

自家の経営を含む彼の行動の規準あるいは規律意識には、読書や実際の見聞によって知り得た「西欧近代社会」からのインパクトが濃厚に見られることが、特筆される。彼は、一九一〇年の日英博覽会・第一回農事組合世界会議に出席した折の記録を『歐米管見録』や『独逸ニ於ケル産業組合視察談』にまとめている。そこで、前者によつて彼にとっての近代西欧の受容の問題を検討してみよう（資料2参照）。

「我邦ハ封建制ガ最モ重ジタル武ニ於テ最モ勝リ封建制ガ最モ卑シトシタル商ニ於テ最モ劣ル、政治法制ノ外形ニ於テコソ維新ノ実ヲ挙ゲタリト雖モ思想界ハ宛然半世紀期前ノ旧日本而カモ幕末擾乱ノ當時蓬髪タリ思想界ノ維新ハ過去ニアラズシテ実ニ今後ニアリ」⁽⁴⁰⁾

これは、日英同盟が政府間の同盟に過ぎず、国民間の同盟にするには日本が産業・貿易・教育その他全ての面で

資料2 『欧米管見録』の目次

- 1 長崎よりイタリアに到る航程
- 2 産業界に活動せるローマのカトリック教
- 3 イタリア富豪の美挙と貧民救済設備
- 4 世界の樂園たるスイスの各種設備の完全
- 5 列国に例を見ざるスイスの議会
- 6 フランスの自由思想とスイスに次げる遊覧地
- 7 フランスは貯蓄心に富めるに反し産業振はず
- 8 欧州に於ける新進の発展国はドイツなり
- 9 ドイツは重要な学術の研究国
- 10 ドイツの国力発展は極力の保護政策による
- 11 ドイツは農商工併立して能く発達す
- 12 ドイツの保護政策は国民の自由思想根拠たり
- 13 放任主義のイギリスは植民政策に依り発展す
- 14 イギリス銀行の支店制度とアメリカ銀行の独立主義
- 15 イギリス紳士の特徴と其教育
- 16 日英同盟は国民的にあらず政府間に在り
- 17 突進起業の勇氣に富めるアメリカ
- 18 アメリカ富力の集中とニューヨークの盛況
- 19 デンマークの完備せるバター製造組織
- 20 デンマークの鶏卵輸出とベーコンの輸出
- 21 デンマークは我国副業奨励に対する模範なり
- 22 農具の研究と欧米農具の購入
- 23 大農組織になるアメリカ・テキサスの米作
- 24 アメリカ米作の改良問題と投機的時代
- 25 結論

注) 国・地名、宗教名は現代カタカナ表示に改めた。

一等国にならなければならぬという主張に關わつて述べたものであるが、ここに彼の西欧社会を見る眼が集約的に示されている。それは一言で述べれば、西欧社会を到達目標とする、近代化を希求する姿勢であつた。

彼は各国歴訪に際し、どの国の、どういう点に関心を持つたのか。それは、「歐米管見録」の目次を抜き出した資料からうかがえる。イタリア、スイス、フランス、ドイツ、イギリス、アメリカ、デンマークの七カ国、関心が向けられている問題は、キリスト教、富豪と貧民救済、議会政治、自由思想、学術、産業化と政策の関係、金融、英國紳士と教育、そして農業と極めて広範囲にわたつてゐる。これらは長次郎の信条や立場、志向性に沿つており、バラバラのように見えるが明確な傾向性を読み取ることができる。

第一に、貧民問題に対する強い関心である。それは、自身の信条（敬虔な仏教徒でもあつた）を反映して、キリスト教の西欧社会での位置や役割に関心が向けられ、また「富豪」の社会的責任の問題として認識されている点が重要である。スイスのベスタロッチの記念碑を訪ね、碑文に「他人ノ為ニマツタキヲ致シ自己ノ為ニ何物ヲモ顧ミズ」とあるのに感動する。西欧では貧富の格差が日本とは比べものにならないほど大きく、その調和をどう図るかが社会の問題となってきたことを正しく認識し、その点で日本では単なる西欧式の踏襲ではなく、独自の方法を研究する必要があると提言する。こうした考え方から、彼がとくに注目するのは後述のドイツの産業組合であつた。

第二に、自由・平等・議会政治への関心である。中立国スイスについて軍備増強の必要がなく共和制下で国民が自由であることに感心する一方、フランス議会を傍聴し「議場が騒然として居つて議長が幾ら鈴を振りましても其の騒擾が鎮まらない」という光景を目の当たりにし、共和国の未来を心配する、といった具合である。

第三に、西欧の技術や制度を的確な目で捉えている。スイスの交通機関とくに電車の発達や電燈の普及・料金の安さ、ホテルや公園等の設備の良さと清潔さ、学術や教育の制度、また銀行家であることから独・英・米三国の金融機関や証券取引所にも関心を向けてゐる。そして、アメリカ農業における道具の発達に注目し、その原因を同国

の機械応用技術の高さに求めている点も見落とせない。

第四に、視察記は、日本が国力を発展させる上でどの国の、どういう点がモデルとなるかを探ることが一つの柱になっている。彼にとって、それはドイツであった。彼は産業を発展させるには「勵キ甲斐アル社会ニ改良スルコトヲ要ス」と考え、その点で政府の役割は大きいことを認識していた。貯蓄は盛んであるものの産業が振わないフランス、あるいは国家が経済に対して自由放任主義をとるイギリスはモデルとはなり得ない。ドイツは産業の発展が著しいだけでなく、農商工の各産業が併立して発展し、その結果国力の発展がめざましいと見て、それは、第一に皇帝、第二に学術の発展と教育の普及によるものとした。皇帝というのは比喩的な表現で、政府の保護政策の役割を重視したのである。

ドイツの産業保護主義に関する彼の認識は、やや注意を要する。それは単に例の保護関税だけではなく、経済各方面にわたる資金援助を含む政府の保護政策として捉えられている。プロイセン政府の産業組合中央銀行に対する保護が具体的に紹介されているが、これは後で触れる。注目されるのは、政府の保護主義が国民の自覚や自由思想を基盤にし、それが成功の条件になつてゐる点である。この点でドイツと日本が比較される。両国とも保護主義が強いが、日本は、その基盤つまり国民の自覚や自由思想が保護主義の圧迫を受け乏しい。こうして日本では「上から斯う下げて来た所の文明」となり、「内容が充実してない」文物制度となると長次郎はみる。これは日本近代にとってと同時に彼自身にとっての課題認識でもあつたことに注目したい。

最後に農業。農業視察も彼の欧米行きの一つの重要な目的とされていた。彼の欧米農業を見る観点は大きく二つあつた。

第一は、米作中心、労働集約的な日本農業への強い批判意識である。この結果、日本農業が見習うべきモデルとして、酪農と園芸が発達しバター、鶏卵、ベーコン等を大量に輸出するデンマーク農業、テキサス・ルイジアナ州

など日本と同じ米作地帯でも道具を利用し大農組織を発展させているアメリカ農業が彼の関心を引いた。

第一は、農業の発達を支えるものとして、産業組合など農業団体あるいは政府の役割に注目している。彼が具体的に目を向けているのは次のようない点である。ドイツの産業組合中央銀行はプロイセン政府の手厚い資金援助を受け農民に対する低利資金の貸出が可能となつていて、預金制度も不動産銀行が集中して取り扱うが、大蔵省による厳しい規制を受け地域に再び資金が還流するよう配慮されている（ドイツ官僚主義への積極評価）。彼の見るところ中以下の細民の資金需要に十分に応えていない日本の農工銀行等あるいは地域から資金を吸収するだけの郵便貯金制度とは、異なるというわけである。デンマークの場合、バター等の輸出の背景にある、製造、集荷、指導、試験、検査、宣伝、受注など生産組合・産業組合を含む諸団体および政府による機構の整備に注目する。

なお、デンマークにおける組合発達の条件として義務教育の普及、政府の指導と補助に加え、地主の過半が「小地主、所謂自作農業者」という点が指摘されているのも興味深い。

以上の検討から、経済・政治・社会に対する見方を通して彼の人物像がかなり明確になつたと思う。この欧米訪問では、「文明はどんなものであるか」を観察することが究極の目的とされた。当然彼の活躍の場である農業や金融などの方面に強い関心が向いていた。彼は地主・銀行家に過ぎずその限りでの、彼にとつての西欧近代の受容の問題として理解すべきであるが、以下の点を確認しておきたい。

伊藤長次郎は、当時の日本社会における典型的・模範的な近代的人間類型に属する人物であった。

第一に、当時の国家や社会が地主層など地方有力者に期待した、国家社会の観念や公共心を濃厚に保持していた。第二に、近代の諸制度・価値を尊重し、そのことがその活潑な社会的・政治的な活動を支えていた。第三に、公共心の一つであるが、西欧富者の資格条件である、富者として貧民問題に強い関心を持つという性向が際立っていた。第四に、経済人として、金融関係をはじめ経済や技術になかなか鋭い見方をし、経済発展に必要な政府の役割や交

通・電信など社会資本の整備に注目するなどその見識は相当なものであつた。第五に、農業に対する関心と見識も高く、「農業界における産業の騎士」⁽⁴⁾（東畑精一）の面目が躍如としていた。

そして、このような地主が行つていたのが、温情的小作支配であつたのである。彼は、伊藤家農会の設立の理由について次のように述べている。

「最近三十ヶ年間ににおける、英國農業の衰頼は果して何に因るか、曰く、土地の大部分は少数貴族の占有する所で、耕作は全く小作人の手に委ねられ、地主は相不関焉で、所謂地主の他在主義が行はれ、農業を顧みなかつたからである、我国も亦然りではあるまいか」⁽⁴²⁾

イギリス農業衰退原因の理解の当否は別に、彼が地主の「他在主義」を極めて否定的に捉えていたことが注目される。地主の他在主義というのは、既述した東畑の「不在地主」に該当するものと思われ、所有地から遠く離れて住むという地理的な問題だけに限らない。彼は「日本の農業は過半小作制度に依つて居る、農業発達の最大条件たる中農自作農者を欠いて居る」との認識から、「産業界大刷新」のため「地主と小作の共同一致」による農事改良を高唱するのである。地主が他在主義に陥らないためには、「自ら農業者たるの觀念」をもち、小作人を指導して農事改良に当たらなければならなかつた。また種々の社会的・政治的な活動をしなければならず、さらに、伊藤家の小作人信用組合がそうであつたように、地主層は直接の経済利益は度外視し、自ら金融機関を作り支えて恵まれない小作人のために金融の便宜を図つてやるようなこともしなければならなかつた。最後のものは、長次郎の意識では貧民問題に対する富者の社会的な務めという側面ももつていた。

以上が、大地主伊藤長次郎が自覚するところの「地主の責任」⁽⁴³⁾であり、当時の国家によつて喚起注入された地方

名望家たるべき地主層の「名誉に対する執着心」の内実であった。

むすびにかえて

まず本質論議を二つ。第一、日本の地主的土地位所有は小作料の搾取者であることを本質とし、社会的生産力と技術の発展、生産関係・社会関係の変革の担い手である資本のような経済的・社会的機能はもたない。第二、農地面積と農業労働人口が一定不变を基盤とした戦前期の日本農業。零細農耕制のもと土地需要が非常に強く耕作権が土地所有の絶対的な強さのもとで常に脅かされ、その結果自作農から高率小作料依存の地主になることが目標となるような土地制度、これが日本の地主制である。

いざれも正しいが、歴史研究としては今やこうした認識でとどまつていられない。日本地主制の特質をより具体的に把握するために、地主層の経済的・社会的・政治的機能を国家との関わりで分析する必要があった。こうした認識に立つて「人」に焦点を合わせた地主層の個別研究⁽⁴⁴⁾を行つた。こうした方法が地主制史の全体像の解説ということから言えばある意味で逆行していることは承知するが、今までの研究で欠けており右の課題を達成する上で有効な方法であることを強調しておきたい。

本稿での主張をまとめることはしないが、最終的に以下の二点を読み取つてもらえば、本稿の目的は一応達せられたことになる。

第一に、温情的小作支配は庇護と奉仕を媒介とする地主小作間の支配従属関係、あるいは身分的・人格的な関係を本質的特徴とするが、こうした支配は、典型的・模範的な近代的人間類型に属する地主が、その国家社会の強い観念や公共心に駆られ、「地主の責任」「名誉に対する執着心」などといった規律意識から行つて行つたといふことである。これをみると、温情的小作支配は日本資本主義確立に伴う近代社会の誕生とともに現れたものであることは

明らかである。

第二に、筆者が温情的小作支配論や温情地主論を展開するのは結局、地主層の権力について考えてみたいというのが強い動機になつてゐるが、明治三十年代から大正中期にかけては大地主層を頂点とする地主層は社会的権力を保持し、国家もそのように位置づけていた。しかし、地主層は國家の枠組みや規範に強く掣肘され、その中で許された存在でしかなかつた。この意味で地主層の権力は國家権力に対して従属性の権力であつた。そして、日本の大地主の、東畠が指摘するところの「不在地主」性の弱さという問題も、一つは、こうした国家と地主の関係史から理解されるということである。

注

(1) 日本の小作制度に関して「温情的地主」に注目した研究として、R・P・ドーア（並木正吉他訳）『日本の農地改革』（岩波書店、一九六五年）がある。しかしそこでは、個々に重要な指摘が散見されるものの、温情地主の歴史的規定性と固有の性格は全く問題にされていない。

(2) 指著『近代日本農村社会の展開』ミネルヴァ書房、一九九一年、第一章参照。以下煩雑になるので 指著からの引用注記はとくに必要な場合を除き全て割愛する。

(3) 代表的なものとして、牛山敬二「自治村落社会と地主的土地位所有」（宇野俊一編『近代日本の政治と地域社会』国書刊行会、一九九五年）、大栗行昭『日本地主制の展開と構造』御茶の水書房、一九九七年、など。なお細かい点になるが、大栗氏は、筆者の見解を批判して、暉峻氏は地主小作間の身分的・人格的な支配隸屬等の関係が明治維新期に存在していたことを立証していると述べているがこれは誤解である。暉峻氏は一八九〇年の府県農事調査を使って明治前期における労働市場と農民層の関係を検討したのであって、地主小作関係については具体的に分析していない。温情的小作支配の形成という観点からの原蓄期の地主小作関係の解明は今後の課題であるが、古くは小野武夫・小林平左エ門・戸谷敏之らの研究、戦後では丹羽邦男氏らの研究を少し検討するだけでも、温情的小作支配が日本資本主義の確立に伴い形成されたものであることは容易に明らかにできる。

(4) 日本地主制史は戦後歴史学・日本経済史で最も活発に研究されてきた分野の一つであるが、一九八〇年代半ばをもつて実質的に研究は終わったと言えよう。今後の研究は、戦前日本の経済体制と地主制との関連を積極的に分析する研究（最近イギリス経

- 済史で脚光を浴びてゐるジェントルマン資本主義論などとの比較を意識した)、あるいは地主層の経済的・社会的・政治的機能を解明する研究など新たな方向が求められている。後者にとって地主の「人間学的研究」が有効というものが筆者の認識である。
- (5) この点に關して、①日本のよう後に後発資本主義国の場合、國家による土地の所有や賃貸借に対する媒介機能が特に規定的な意味をもつこと、②資本主義確立期日本における、歐米を模範国として立国を担う法制官僚や青年層を捉えていた意識が「道義立國」とでも言うべきものであったことは既に明らかにされているが、私の土地所有権の絶対的優位の法的保証を特徴とする明治前期土地政策の策定に当たつた「開明官僚」も同じ思想をもつこと、③こうした明治国家建設のあり方に現実に対応したのが、農村における地主の温情的小作支配の形成確立であったと思われること等については、拙稿「日本地主制史研究の問題点と課題」(『農業史研究』第三一・三二合併号、一九九八年三月、七四一七五頁)で述べたので、参照されたい。
- (6) 輝峻衆三「日本農業問題の展開 上」東京大学出版会、一九七〇年、第一章第四節参照。
- (7) 牛山、前掲論文(2)、三〇頁。
- (8) 拙著(2)、四二一四三頁。
- (9) 山田盛太郎「日本地主制の構成論稿」『同著作集第四卷』岩波書店、一九八四年、二一五頁。
- (10) 東畑『農地をめぐる地主と農民』(耐燈社)、一九四七年、第一・二章。
- (11) 同右、三三一三五頁。
- (12) 同右、三九一四一頁。
- (13) この点に關しては次に示された岩本純明氏の見解も参考せよ。岩本・輝峻「農地改革」(袖井林二郎・竹前栄治編『戦後日本の原点』(下)、悠思社、一九九二年、七八一八〇頁)。
- (14) 輝峻『日本農業問題の展開 下』東京大学出版会、一九八四年、第五章第四節など参照。
- (15) 輝峻「農業問題の展開と自治村落」日本經濟評論社、一九八九年、第六・九章など参照。
- (16) 拙著(2)、序章参照。
- (17) 輝峻、前掲書(15)、五六一五七、三三二一頁。
- (18) 庄司「明治末～大正期における部落信用組合の展開」三好正喜教授定年退官記念事業会編『小農の史的分析－農史研究の諸問題』(富民協会、一九九四年。なお、同論文のもう一つのポイントは、地主層の寄生化の程度つまり農業生産の中心になる地主層の厚薄が信用組合の活動を左右することを明らかにした点にある。
- (19) 周知のようにこの点はいち早く近藤康男らの注目するところであった(『同著作集第四卷』 日本農業経済論』農山漁村文化協

会、一九七四年、二三一頁以下を参照）。当然時期によつて変化し、第一次大戦以降小作人の移動が相対的に激しくなる。問題は日本資本主義確立期の明治三十年代になつて、小作人の移動が増加することを地主の温情的小作支配の問題とどう整合的に理解するかであるが、ここでは留保しておきたい。

(20) 斎藤、前掲書（15）、第一章第2表参照。

(21) 同右、二三頁。

(22) 同右、四一頁。

(23) 同右、四二頁。

(24) 庄司春子、前掲論文（18）、二二一四頁。

(25) 農林省農務局編「五十町歩以上ノ大地主」『日本農業発達史 7』中央公論社、一九五五年、七五九頁。

(26) 田住豊四郎編『現代兵庫県人物史』県友社、一九一二年、奥谷松治「近畿地方における大地主の成立と解体」『日本農業発達史 別巻上』中央公論社、一九五八年、山本修「伊藤長次郎」『兵庫県大百科事典 上』神戸新聞出版センター、一九八三年、等による。なお、煩雑になるのでとくに必要でない限り引用注記は省くが、本章は、田住編著および奥谷論文に多くを負っていることを断つておく。また、伊藤家関係の文献・資料については、拙著（2）、第一章の注記を参照。

(27) 奥谷、前掲論文（26）、六二五頁。

(28) 田住編、前掲書（26）、三八六頁。

(29) 奥谷、前掲論文（26）、六三八頁。

(30) 同右。

(31) 田住編、前掲書（26）、三八三頁。

(32) 同右、三八五頁。

(33) 詳しくは、奥井平四郎編『伊藤家農会之業』一九〇八年、一九七一三四八頁参照。

(34) 奥谷、前掲論文（26）、六五八頁。

(35) 同右、六六五頁。

(36) 田住編、前掲書（26）、三八二頁。

(37) 同右。

(38) 前掲『伊藤家農会之業』（33）、二〇二一一一三頁。

(39) 同右、二一八頁。

(40) 伊藤長次郎述『歐米管見録』一九一一年、七一—七二頁。なお、以下は注記しない限り同書による。

(41) 東畠、前掲書(10)、六八頁。

(42) 前掲『伊藤家農会之葉』(33)、一頁。

(43) 同右、二頁。

(44) 溫情的小作支配を分析した拙著第一章は、日本資本主義確立期の地主小作関係の全体像の解明を目指した巨視的な分析であった。それとの対比で、本稿はその微視的な研究といえる。